

国庫支出金負担率の完全支給及び地方超過負担の解消を求める意見書

国庫支出金は、地方自治体の収入の中で特定財源として位置づけられ、地方財政法で三種類に分類されている。なかでも国庫負担金・国庫補助金は、その施策を行うため、または、財政上特別の必要があると認めて国がその経費を義務的に負担ないし補助するものである。

地方財政法では、国は地方財政の自主的かつ健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性を損ない、または、地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないと地方財政運営の基本が定められている。

近年、国庫支出金の額は、対象経費の種目、経費の対象範囲、補助基準額や補助単価、補助条件などが実情と大きく乖離し、実勢価格に合わず、地方の超過負担が多額に及んでいる。

平成十五年度座間市決算における超過負担額は約十六億円を超えており、逼迫する市財政に大きな影響を及ぼしている。よって、本市議会は、国庫支出金負担率の完全支給及び超過負担の解消を強く求めるものである。

大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書

本年は、新潟中越地震の発生や観測史上最多を数える台風が上陸するなど、日本列島は近年まれにみる大規模な災害に見舞われたところである。

この一連の災害によって、全国各地に死者・行方不明者の発生や、住宅損壊・浸水、農林水産業用施設や農作物、港湾施設などの公共施設等への甚大な人的・物的被害もたらされ、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている。この深刻な事態に対し政府として、速やかな応急措置と復旧対策を講ずるとともに、これまでのすべての大規模災害についての対策を総点検し、災害発生の原因や治水計画、防災・地震対策の検証を進め、抜本的対策を早急に講ずることが必要である。

よって、国・政府におかれては、被災地のライフラインの復旧並びに、被災者への支援に一層力を注ぐとともに国民を災害から守るため、将来予測される震災等の自然災害についても万全の対策を講ずるよう左記の事項について強く要望する。

記

一 建物の耐震構造化推進の重要性を強く認識し、地震防災策の見直しを行うこと。

特に、避難所や救援活動の拠点となる学校や病院の耐震化には、早急な対策を講ずること。

二 都道府県管理区間の中小河川の堤防改修に際しては、緊急点検結果に基づき、優先的に整備を進めること。また、海岸及び湾岸の水防施設も同様に、堤防等の総点検を速やかに実施し、整備を進めること。

三 今回の新潟中越地震の教訓を生かし、国土の七割を占める中山間地での震災対策の確立を早急に図るとともに、災

害関連緊急治山事業を速やかに実施すること。

四 防災無線の整備、洪水ハザードマップの策定に関し、早急な普及のための計画策定と予算措置を行うこと。また、市町村に対する警戒情報の発令基準及び非難誘導マニュアルの策定を急ぐこと。

五 高齢者・障害者等の要援護者への対策を推進するため、災害情報の伝達・避難・救助・復旧・自立支援等に関し、対処マニュアルの策定を早急に行うこと。

高齢者虐待防止法の制定を求める意見書

高齢化が世界有数のスピードで進む我が国では、最近、介護が必要な高齢者を放置したり、家庭や施設内で高齢者に暴力をふるったりするなど虐待が深刻化しております。しかしながら高齢者への虐待は表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきており、児童虐待に比べ法整備などの対策も遅れているのが現状である。

虐待の背景には、限界を超える介護へのストレスや複雑な家庭内の人間関係なども含まれており、虐待を自覚していない家族も多く、介護家族を含めた精神的なケアが不可欠であるとの指摘もある。

昨年、厚生労働省は、家庭内での高齢者への虐待について初の全国調査を行い、本年四月に調査結果が発表されたところである。それによれば、「生命にかかわる危険な状態」に至る事例が割と深刻な実態が浮き彫りになる一方、虐待に気がついた在宅介護支援の専門職の九割が対応は困難と感じていることも明らかになった。

この結果からも、高齢者虐待の定義を明確にすることを始め、虐待防止と早期保護への具体的な仕組みづくりが急務であることが確認されたところである。

そこで、地域社会全体として高齢者の人権を守る体制を充実させ、虐待防止のための具体的な対策を早急に実現するため、以下の内容を踏まえ、高齢者虐待防止法の制定を強く要望する。

- 一 相談窓口の設置と、早期発見のための通報システムを確立すること。
二 高齢者を虐待者から切り離す緊急保護のための一時保護施設等を整備すること。
三 関係機関や家族のネットワークづくりを推進すること。
四 施設職員や関係者への虐待防止教育を実施すること。
五 高齢者虐待防止に関する国民への教育・啓発を推進すること。

上記の諸対策を含めた高齢者虐待防止のための法律を制定すること。

郵政事業のあり方についての意見書

現在の郵政三事業は、日本郵政公社として全国二万四千六百の郵便局ネットワークを通じ、郵便事業、貯金事業、保険事業のみならず、国民年金支払い等の窓口サービスなど国民の日常生活に深くかかわりのあるサービスを提供し、国民生活の安定と福祉の増進に大きく寄与している。

例えば、郵便業務においては、公共性を重視し、手紙・はがきなどの郵便は、簡便に利用できる「ポスト投函制」と「全国均一料金制」を実施しており、郵便貯金及び簡易保険の資金は、地方公共団体に貸し出され、学校・地域コミュニティケーション施設・公共下水道の建設や道路の整備などの社会整備や国際協力にも活用されている。

現在、政府及び経済財政諮問会議は、郵政事業の経営形態を民営化する方向で取り組んでいるが、仮に、郵政事業が民営化されると、利潤追求を最優先することとなり、日本全土への公平かつ安定的な郵便事業の確保は十分でなくなり、郵便貯金及び簡易保険の資金を原資とする地方の社会資本整備にも支障を来すことも考えられる。

よって国においては、国民が安心して利用できる郵政事業のあり方を、時間をかけて検討し、議論を重ねるとともに、当面は現行の経営形態及び制度を維持し、継続するよう強く求めるものである。

食料・農業・農村基本計画とWTO・FTA交渉に関する意見書

現在、政府は二〇〇〇年に定めた「食料・農業・農村基本計画」の見直しを検討している。来年三月に策定される新たな基本計画は、今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものであり、基本計画の見直しにあたっては、次に掲げる事項の実施を強く求める。

- 一 食料自給率について
この五年間、食料自給率が横ばいで推移してきた原因と関係諸施策の問題点を明らかにし、生産者と消費者の理解と協力のもと、自給率引き上げ政策を推進すること。
二 担い手のあり方について
① 政策対象者たる担い手は「プロ農家」に限定せず、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象とすること。また、集落営農は、地域の条件に見合った、多様な農業の展開を可能とするものとして位置付けること。
② 認定農業者以外の農業者にも、生産意欲を持てるよう施策を講ずること。
三 新たな経営安定対策は、農産物価格の構造的な低落をカバーし、耕作意欲を持てるよう本格的な所得補填策とする。
四 農地制度のあり方について
① 土地・農地等土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として活用できる法・制度を早急に確立すること。
② 構造改革特区でのリース方式による株式会社等の農地取得・農業参入について、拙速な全国展開を行わないこと。
五 農業環境・資源保全政策の確立について
① 担い手以外の農家、非農家、地域住民などを含めた農業資源保全の「共同」の取り組みに対する支援策を、経営所得安定対策とセットで導入すること。
② 環境直接支払制度を創設し、有機農業など環境保全型

農業の推進を支援すること。
③ 現行の中山間直接支払制度は、拡大・充実して継続実施すること。

六 WTO農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながるのではないよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給率の向上、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めるよう確固たる姿勢で臨むこと。

七 上限関税の設定や関税割当数量の一律的・義務的拡大には断固反対すること。

八 国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保し、急速な市場開放には絶対に応じないこと。

九 行き過ぎたAMS（助成合算量）削減の是正と、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。

十 東アジア諸国とのFTA交渉では、農林水産物の関税撤廃・削減は、国内農業へ打撃を与え、WTO農業交渉や他国との交渉に重大な影響を与えることから、絶対に行わないこと。

十一 WTO・FTA交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。
パートタイム労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書

我が国のパートタイム労働者は千二百万人を超えています。これは雇用労働者の二十％以上を占めており、いまや労働の場において重要な位置を占めている。

パートタイム労働者等は、雇用期間の定めのないフルタイム労働者に比べ、賃金や労働条件、雇用など処遇において大きな格差があるなど多くの問題を抱えている。

特に子育て後の女性の多くが家庭の経済事情のためにやむなく処遇の低いパートタイム労働者を選んでおり、パートタイム労働者が良好な就業形態とはなっていない。現に進行する少子化のもとでは、社会の支え手の確保と、子育て後の魅力ある就職の道を開くことが、少子化抑制にも寄与することは明らかである。

現在、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第八条に基づき、「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等の措置に関する指針」は示されているものの、法、指針の目的が、雇用管理の改善を促すことにあり、さらには均衡等の配慮が努力義務であることから、処遇改善につながっていない状況がある。

今後、短時間就労など柔軟で多様な働き方が広がっていくのは時代の流れであり、パートタイム労働者が良好な就業形態として、労働者が選択できるよう、パートタイム労働者の均等待遇を法律によって確立することが重要な課題である。よって、国においては、パートタイム労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律を制定するよう強く要望する。